

第79回 国有財産九州地方審議会

諮 問 事 項 説 明 資 料

<諮問事項1>

「熊本市東区栄町、北区植木町及び北九州市門司区清滝に所在する留保財産の利用方針の策定について」

（公的利用要望の受付を行うことについて）

1. 留保財産について

留保財産とは、有用性が高く希少な国有地について、将来世代における行政需要や地域ニーズに対応していく観点から、所有権を国に留保し、定期借地権による貸付を行うことで財政収入を確保しつつ、有効活用・最適利用を図ることとした財産。

◎ 留保財産の選定基準

1. 地域・規模に関する要件

地域		規模
都道府県	市町村	土地面積
熊本県	熊本市	2,000㎡以上
福岡県	福岡市、北九州市	2,000㎡以上

※ 留保財産の対象地域は、上記市町村の行政区域のうち、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に係る最新の国勢調査に基づく人口集中地区（DID）とする。

2. 留保財産の適否の判断基準

- ・上記1の要件に該当する又は該当しない財産であって、個別的要因（立地状況等）も踏まえ、留保財産とすべきもの。
- ・上記1の要件に該当する財産であって、個別的要因（接道状況等）から、留保財産から除外すべきもの。

2. 熊本市内及び北九州市内に所在する留保財産(概要)

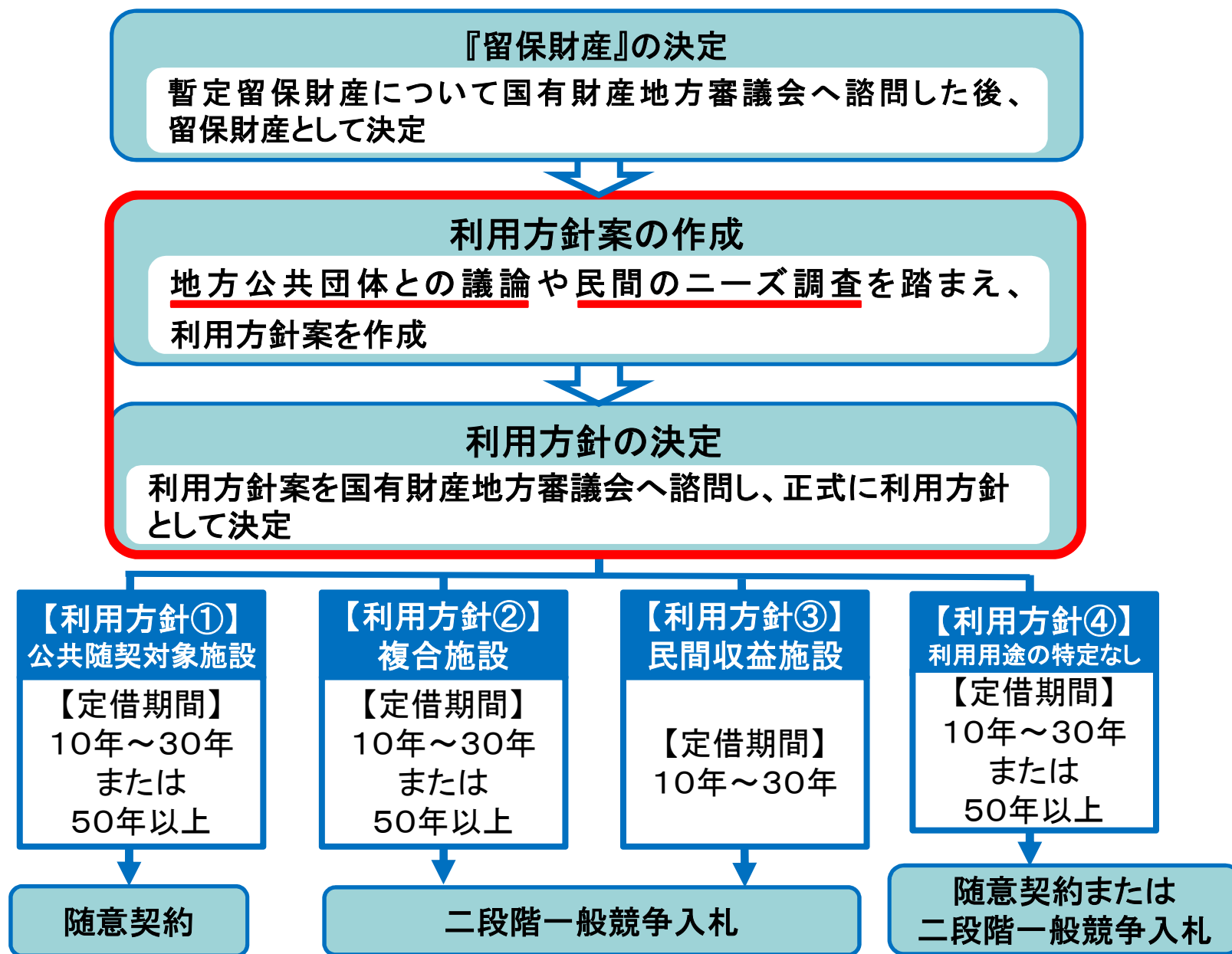
(1) 熊本市内

No.	所在地	口座名等	面積(m ²)	審議会 答申日
①	熊本市中央区千葉城町 3番25	旧九州財務局分室	1,961.16	令和元年 11月8日
②	熊本市中央区千葉城町 3番36	旧熊本国税局熊本分室	5,775.11	令和元年 11月8日
③	熊本市北区植木町岩野 字相田原285番1	旧九州農業試験場植木庁舎	2,071.49	令和元年 11月8日
④	熊本市東区栄町18番	旧合同宿舎栄町住宅	4,133.41	令和元年 11月8日

(2) 北九州市内

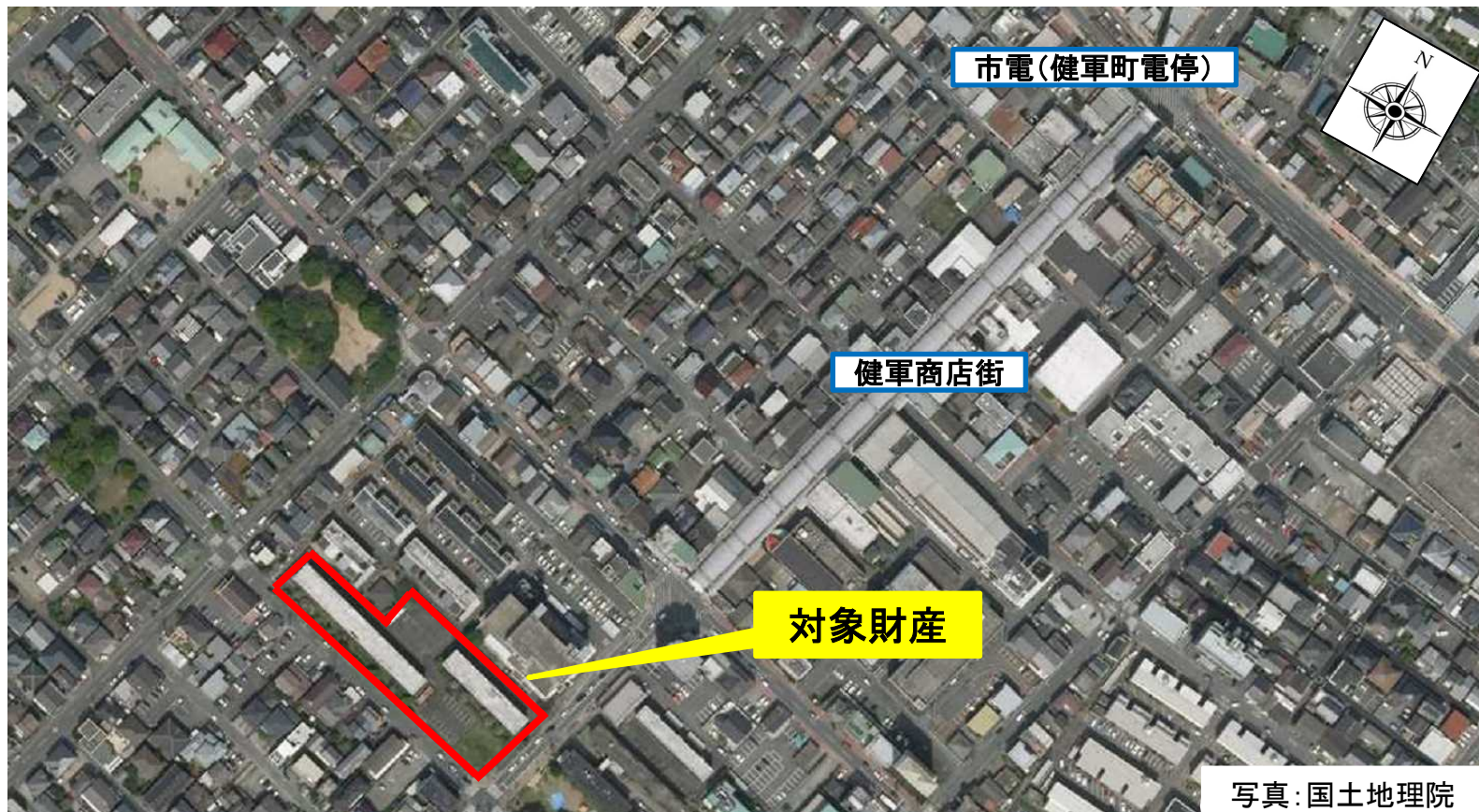
No.	所在地	口座名等	面積(m ²)	審議会 答申日
①	北九州市門司区清滝 3丁目1番1	旧門司税務署	2,435.40	令和元年 11月8日

3. 留保財産の処理に関する事務フロー



4. 熊本市内の留保財産

熊本市東区栄町(旧合同宿舎栄町住宅)



物件の概要

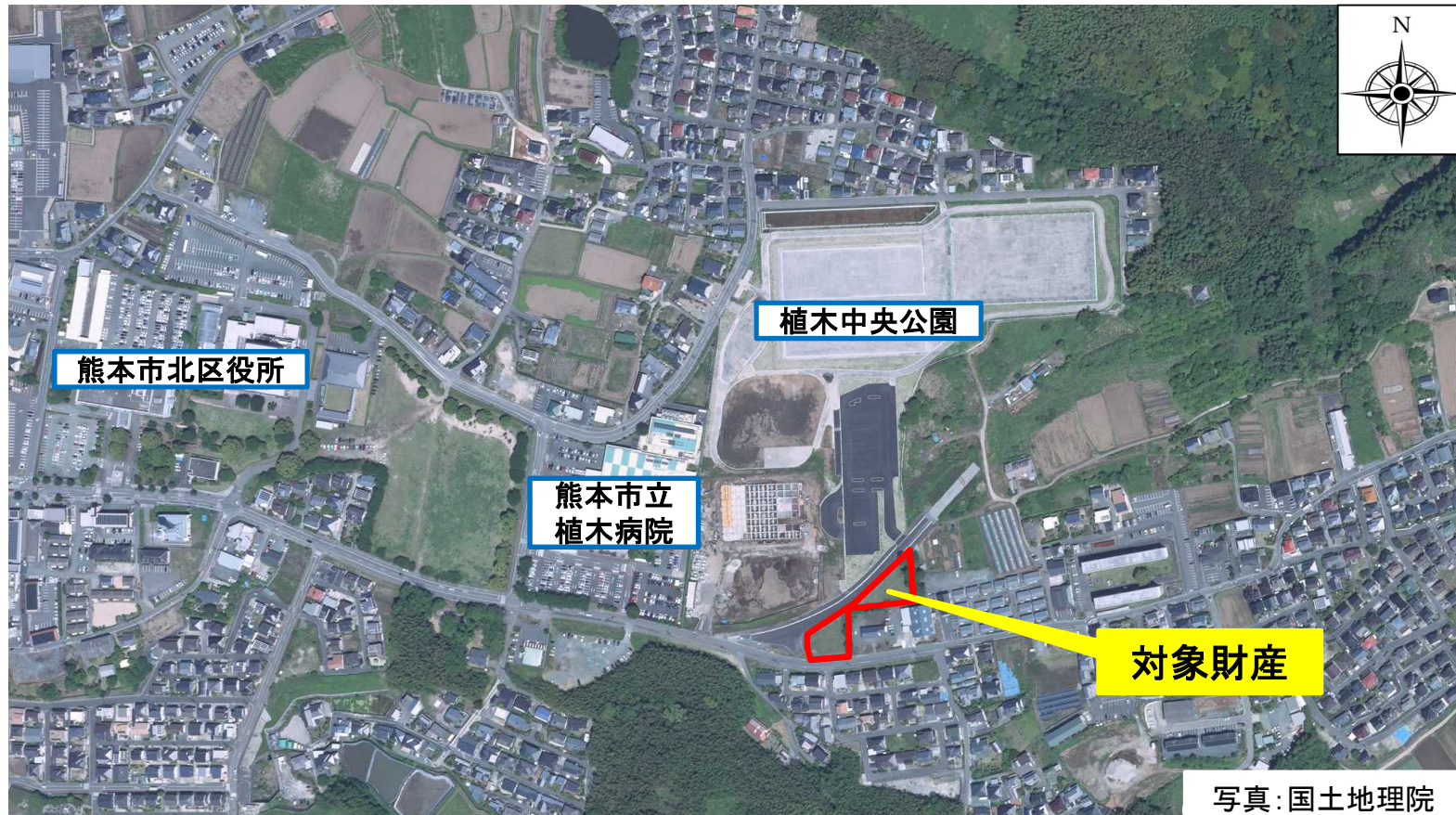
所在地: 熊本県熊本市東区栄町18番

面積: 4,133.41m²

用途地域: 第二種住居地域

建蔽率・容積率: 60%・200%

熊本市北区植木町(旧九州農業試験場植木庁舎)



物件の概要

所在地: 熊本県熊本市北区植木町岩野字相田原285番1

面積: 2,071.49m²

用途地域: 第二種中高層住居専用地域及び市街化調整区域

建蔽率・容積率: 60%・100%及び30%・80%(延床面積500m²以下)

○ 熊本市内の留保財産に係る地方公共団体との 議論・民間ニーズ調査

(1) 全体像

関係者	令和2年度	令和3年度	令和4年度
熊本県	前提条件の 整理	令和3年4月～令和4年6月 留保財産の利活用に係る意見を確認	
熊本市			
民間事業者等		令和3年11月～ 令和4年1月 地域住民との 意見交換	令和4年4月～ 6月 民間ニーズ調査 の実施

(2) 地方公共団体等との議論

①利活用に係る意見の把握

- 関係地方公共団体である熊本県、熊本市との間で協議の場を設け、利活用の要望の有無や導入すべき施設等について、議論を行った。

主な意見

【熊本県】

- 直接事務・事業の用に供する施設での利活用要望や利活用に関する意見はない。

【熊本市】

- 直接事務・事業の用に供する施設での利活用要望はない。
- 東区栄町を含む周辺は、熊本市都市計画マスタープランにおける地域拠点であり、市が推進する政策との整合に配慮願いたい。

② 地域住民との意見交換

○ 熊本市と連携し、R3. 11～R4. 1に、地域の自治協議会等(5団体)と意見交換を実施。留保財産の制度説明とともに、国有地の利用方針策定に向けたご意見を伺った。※

主な意見

➤ 東区栄町

【地域活性化、利便性・価値向上に資する施設】

図書館、スポーツ・トレーニング施設、娯楽施設、創業、子育て支援施設、住居など

【高齢者福祉施設】

老人ホーム、デイケア、高齢者向けリハビリ運動施設、住居など

【防災関連施設】

避難所、避難場所など(整備される施設に併設)

➤ 北区植木町

【地域活性化・利便性向上に資する施設】

コンビニ等の物販施設、カフェ等地域住民の憩いの場、野菜・果実等の農産物販売所

※上記意見を踏まえ、熊本市へ整備等の意向を改めて確認⇒意向なし

(3) 民間ニーズ調査の実施

民間ニーズ調査(サウンディング型市場調査)を実施し、令和4年7月に結果を公表。
民間事業者(参加:東区栄町6者、北区植木町4者)からの主な意見は以下のとおり。

【各留保財産に係る主な意見】

財産	主な意見(上段:実施可能な事業内容、下段:その他意見)
東区栄町	➤ 商業施設単体 ➤ 商業施設と飲食店、スポーツ施設等との複合 ➤ スーパーマーケットと高齢者福祉、子育て支援施設との複合 ➤ スーパーマーケットと高齢者向け住宅との複合
	➤ 事業継続が困難な場合の契約解除条件を明示してほしい ➤ 事業スキームの選択肢を増やすため、土地の転貸を認めてほしい ➤ 比較的小規模な特別養護老人ホームは、社会福祉法人の参入意欲が高い
北区植木町	➤ コンビニエンスストア ➤ 訪問介護の事務所やデイケア施設 ➤ アパート等住居
	➤ 土地利用の制約を加味した地代設定が必要 ➤ 借地より売却が望ましい

5. 熊本市内の留保財産に係る利用方針案の検討

No.	利用用途等	検討状況	
		適否	理由
1	公共随契対象施設	否	・地方公共団体(熊本県、熊本市)において、東区、北区とも直接事務・事業の用に供する施設での利活用要望はない。 ・したがって、現状において地方公共団体が要望する「公共随契対象施設」及び「複合施設」の整備を前提とした利用方針案とすることは適当ではない。
2	複合施設	否	
3	民間収益施設	否	・サウンディング型市場調査で、東区、北区ともに商業施設としての利活用意見が寄せられる一方、東区では高齢者福祉、子育て支援施設、北区では訪問介護事務所としての利活用意見も寄せられている。 ・したがって、社会福祉施設等の「公共随契対象施設」の整備可能性を排除して、「民間収益施設」の整備を前提とした利用方針案とすることは適当ではない。
4	利用用途の特定なし	適	・No.1～No.3に該当しないため、No.4「利用用途の特定なし」として利用方針案を策定。

6. 北九州市内の留保財産

○ 留保財産の位置図(北九州市内)



北九州市門司区清滝(旧門司税務署)



【物件の概要】

所在地: 福岡県北九州市門司区清滝3丁目1番1

面積: 2,435.40m²

用途地域: 商業地域

建ぺい率・容積率: 80%・400%

○ 北九州市内の留保財産に係る地方公共団体との 議論・民間ニーズ調査

(1) 全体像

関係者	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福岡県	令和2年8月 ～10月 前提条件 の整理	令和2年11月～令和4年9月 留保財産の利活用に係る意見を確認	
北九州市			
民間事業者		令和3年3月 ～6月 民間ニーズ調査 の実施	
社会福祉法人			令和4年1月 ～3月 介護施設開設 の意向調査

(2) 地方公共団体等との議論

利活用に係る意見の把握

○ 関係地方公共団体である福岡県、北九州市との間で協議の場を設け、利活用の要望の有無や導入すべき施設等について、議論を行った。

主な意見

【福岡県及び北九州市】

➤ 直接事務・事業の用に供する施設での利活用要望や利活用に関する意見はない。

(3) 民間ニーズ調査の実施

民間ニーズ調査(サウンディング型市場調査)を実施し、令和3年6月に結果を公表。民間事業者(参加1者)からの主な意見は以下のとおり。

【北九州市内の不動産市場の動向について】

○ 市街地は、東西に広がる地形から小倉北区、八幡西区を中心に2分化しており、その中間にある八幡東区ではスペースワールド跡地に大型商業施設が誘致されるなど、今後の発展が見込まれる。

【留保財産に係る主な意見】

	主な意見
地域の特性	門司港駅前を中心に商業地、住宅地が広がる地域。(周囲は、駅、行政施設、病院などがあり、人や車の流れが多い。)
想定される用途	小売店舗(ドラッグストア、ディスカウントストアなど日用品物販店)

(4) 社会福祉法人への意向調査の実施

【実施方法等】

北九州市が「第2次北九州市いきいき長寿プラン(令和3～5年度)に係る施設整備計画」において、介護施設の施設整備目標を掲げていることから、北九州市内の社会福祉法人に対し、開設意向の有無に係るアンケート調査を実施。

アンケート調査の結果、活用意向を示した社会福祉法人(介護施設等を運営する法人)に対して、ヒアリングを実施。

【留保財産に係る主な意見】

○立地条件や敷地規模、国の貸付料減額制度を踏まえると、建設予定地として好条件。

○敷地規模を活かし、広域型特養80床に加え、ショートステイ施設やデイサービス施設などを整備し、地域に密着した施設運営をしたい。

7. 北九州市内の留保財産に係る利用方針案の検討

No.	利用用途等	検討状況	
		適否	理由
1	公共随契対象施設	否	・地方公共団体(福岡県、北九州市)において、直接事務・事業の用に供する施設での利活用要望や利活用に関する意見はない。
2	複合施設	否	・したがって、現状において地方公共団体が要望する「公共随契対象施設」及び「複合施設」の整備を前提とした利用方針案とすることは適当ではない。
3	民間収益施設	否	・サウディング型市場調査で、小売店舗としての利活用意見が寄せられる一方、別途実施した社会福祉法人への意向調査では、介護施設としての利活用意見も寄せられている。 ・したがって、社会福祉施設等の「公共随契対象施設」の整備可能性を排除して、「民間収益施設」の整備を前提とした利用方針案とすることは適当ではない。
4	利用用途の特定なし	適	・No.1～No.3に該当しないため、No.4「利用用途の特定なし」として利用方針案を策定。

8. 今後の処理の流れ

今後の処理の流れ①

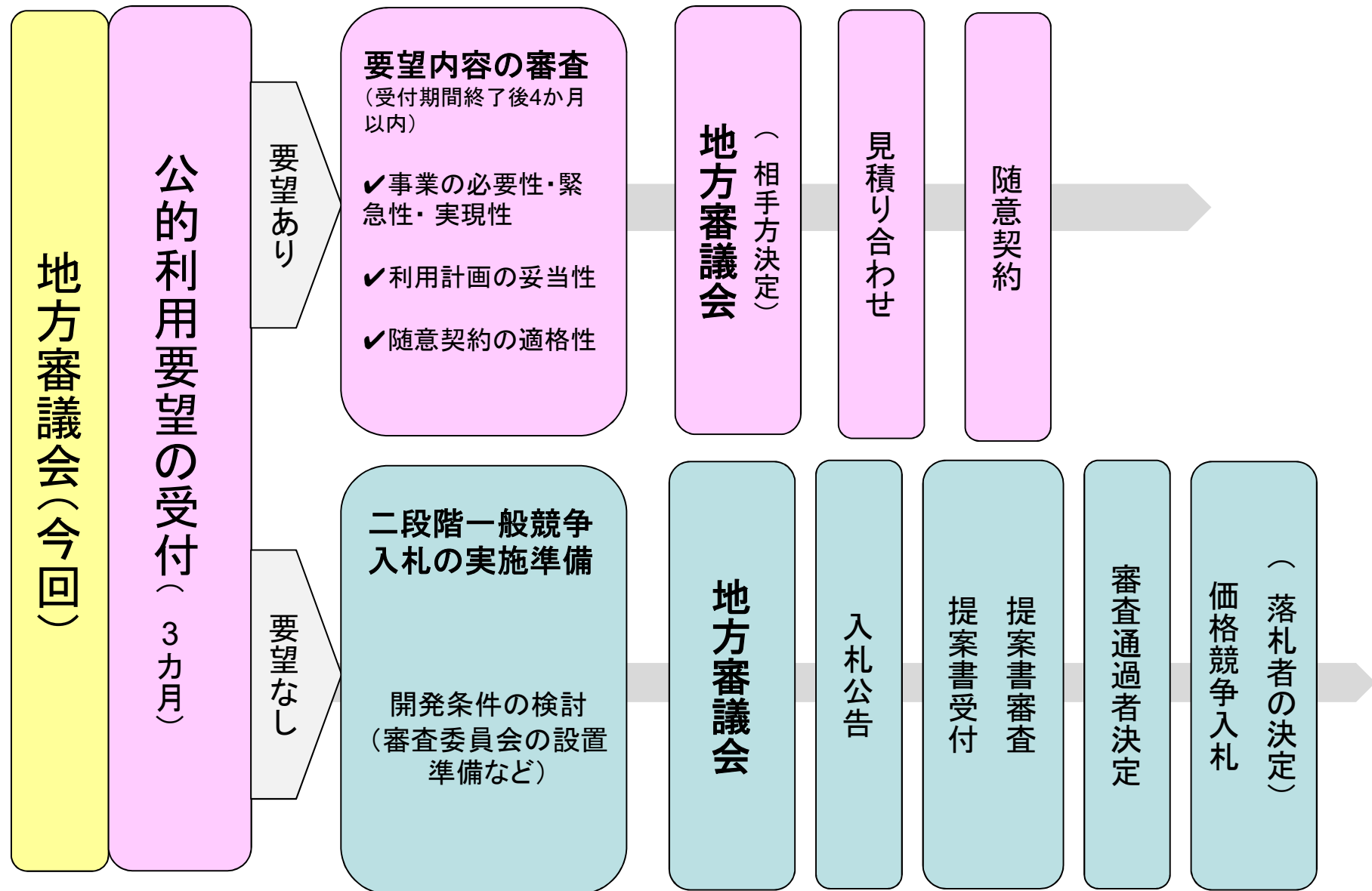
利用用途を特定することが出来ないため、公用・公共用利用優先という国有地の管理処分の原則に則り、まずは社会福祉法人や学校法人などを含めた公的利用要望を照会することが適当。

結果

今後のスケジュール

令和4年度に公的利用要望の受付(募集)を行う

今後の処理の流れ②



第79回 国有財産九州地方審議会

諮 問 事 項 説 明 資 料

<諮問事項2>

「福岡市博多区東公園に所在する留保財産の
利用方針の策定等について」

(福岡県に対し福岡武道館用地として定期借地権により
貸付けすることについて)

1. 留保財産について

留保財産とは、有用性が高く希少な国有地について、将来世代における行政需要や地域ニーズに対応していく観点から、所有権を国に留保し、定期借地権による貸付を行うことで財政収入を確保しつつ、有効活用・最適利用を図ることとした財産。

◎ 留保財産の選定基準

1. 地域・規模に関する要件

地域		規模
都道府県	市町村	土地面積
熊本県	熊本市	2,000㎡以上
福岡県	福岡市、北九州市	2,000㎡以上

※ 留保財産の対象地域は、上記市町村の行政区域のうち、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に係る最新の国勢調査に基づく人口集中地区（DID）とする。

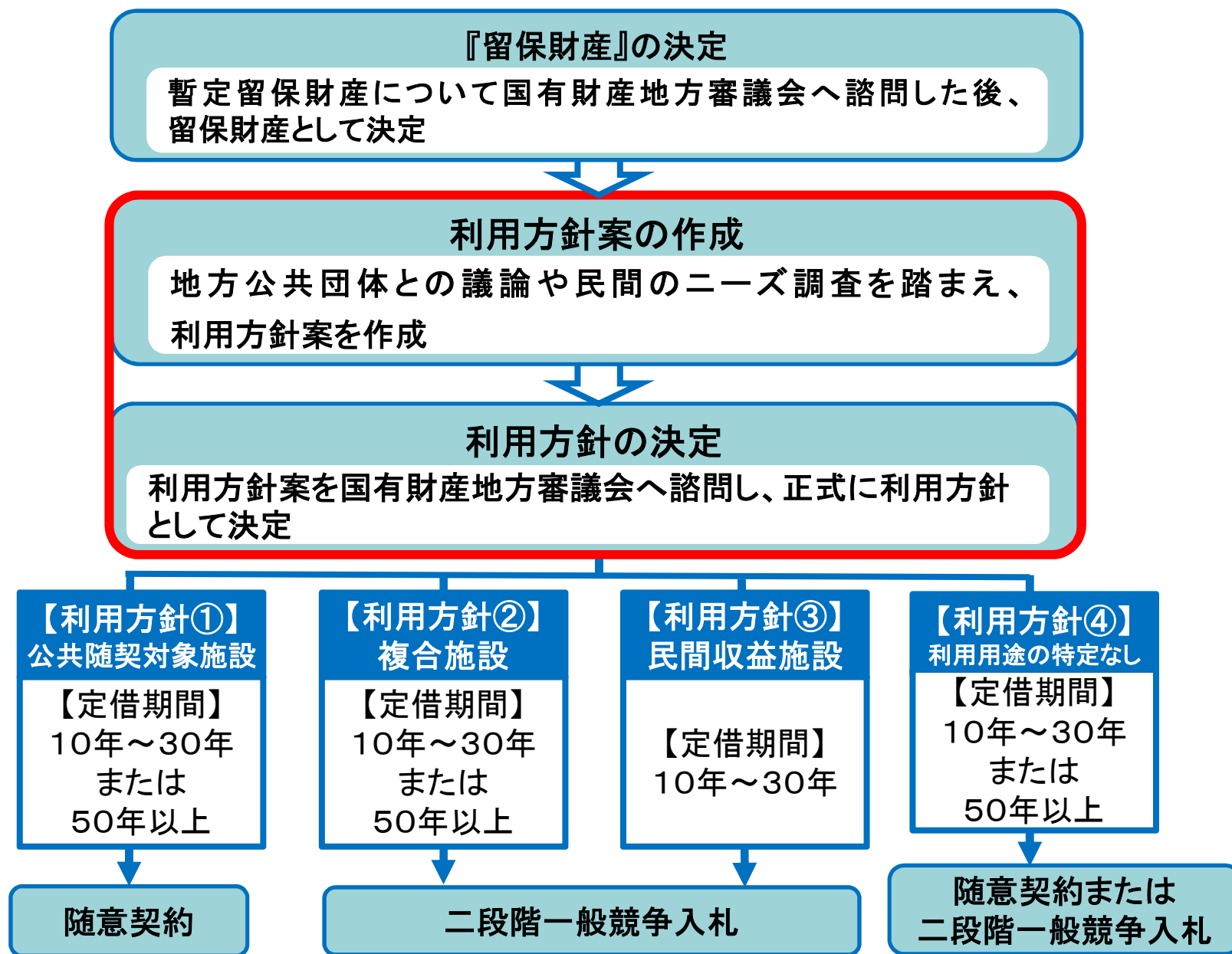
2. 留保財産の適否の判断基準

- ・上記1の要件に該当する又は該当しない財産であって、個別的要因（立地状況等）も踏まえ、留保財産とすべきもの。
- ・上記1の要件に該当する財産であって、個別的要因（接道状況等）から、留保財産から除外すべきもの。

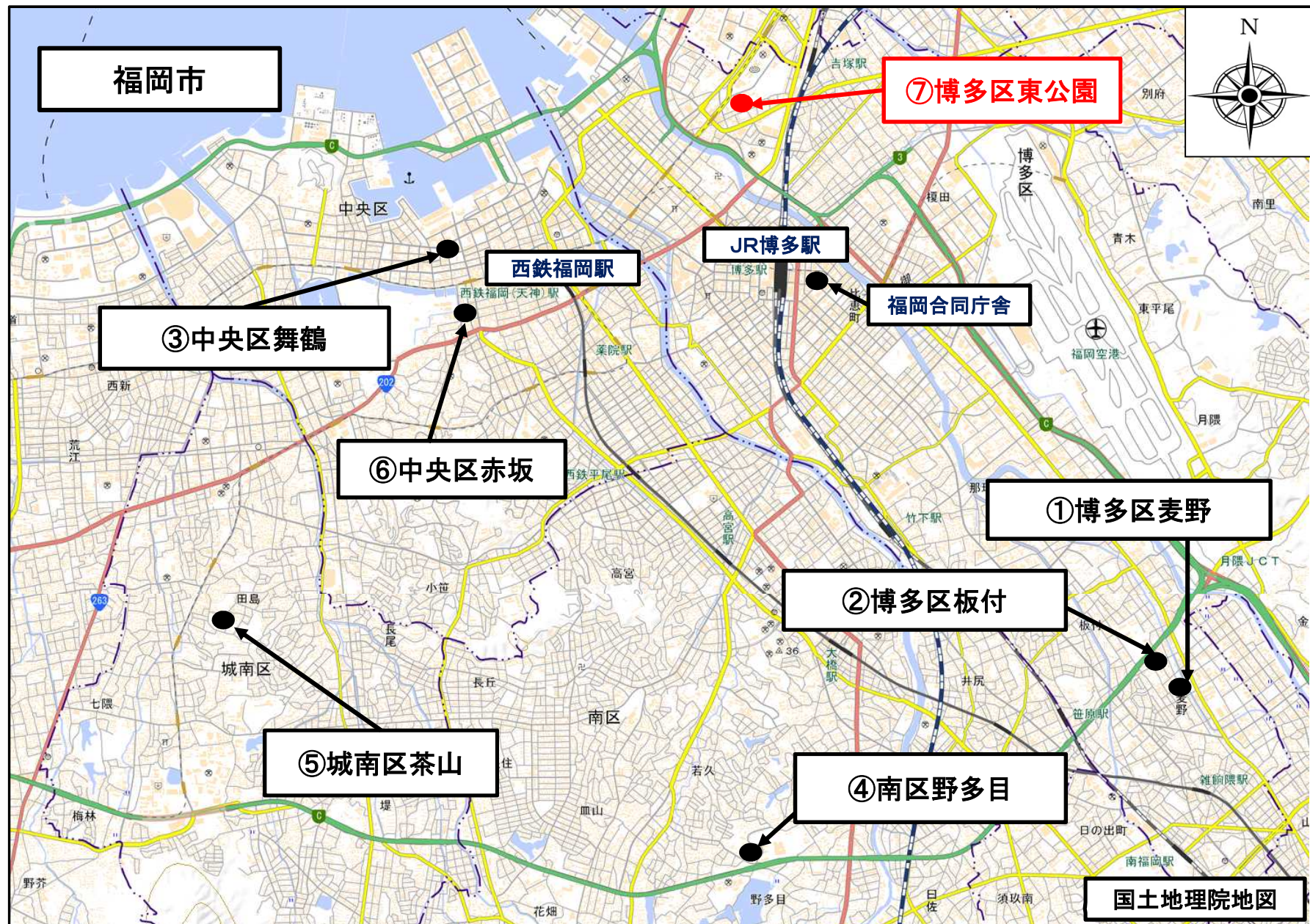
2. 福岡市内に所在する留保財産(概要)

No.	所在地	口座名等	面積(㎡)	審議会 答申日	利用方針 決定日
①	福岡市博多区麦野2丁目 7番6	旧福岡維持出張所	3,118.26	令和元年 11月8日	令和4年 5月25日
②	福岡市博多区板付6丁目 1番82	旧九州管区警察学校宿舎	2,022.15	令和元年 11月8日	令和4年 5月25日
③	福岡市中央区舞鶴3丁目 142番2	旧福岡法務合同庁舎	1,706.39	令和元年 11月8日	令和4年 5月25日
④	福岡市南区野多目3丁目 626番2	旧合同宿舎野多目住宅	2,167.34	令和元年 11月8日	令和4年 5月25日
⑤	福岡市城南区茶山3丁目 34番1外1筆	旧合同宿舎茶山住宅	28,326.74	令和元年 11月8日	—
⑥	福岡市中央区赤坂1丁目 54番	旧県警赤坂宿舎	4,055.38	令和2年 11月24日	—
⑦	福岡市博多区東公園107 番25	福岡市民体育館の一部	6,420.84	令和3年 5月17日	—

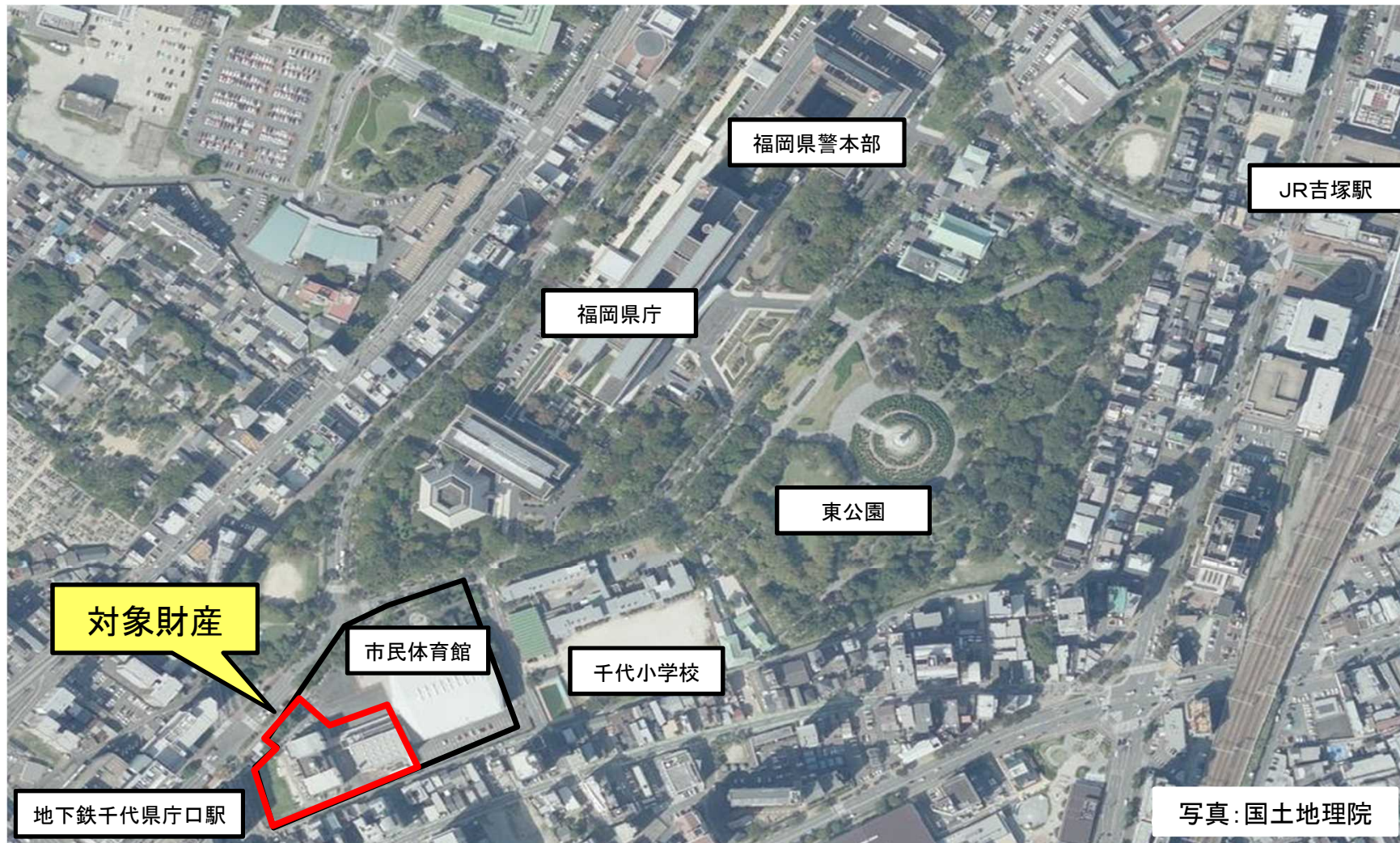
3. 留保財産の処理に関する事務フロー



4. 留保財産の位置図(福岡市内)



⑦ 博多区東公園(福岡市民体育館の一部)



物件の概要

所在地: 福岡県福岡市博多区東公園107番25

面積: 6,420.84m²

用途地域: 第1種住居地域

建蔽率・容積率: 60%・200%

5. 財産の沿革

昭和53年3月	福岡市に福岡市民体育館敷地として貸付開始
令和3年 3月	福岡市民体育館のうち本館及び第2競技場が廃止
令和3年 5月	返還予定地について、第76回国有財産九州地方審議会において「留保財産」の答申を受ける
令和3年11月	福岡県知事、福岡市長の連名の「福岡市民体育館敷地への福岡武道館移転に関する要望書」を受領
令和4年 5月	福岡県から借受の「取得等要望書」を受領
令和4年 8月	福岡市から敷地一部について、返還届を受領

6. これまでの取り組み

○福岡県、福岡市との議論（令和3年5月～令和4年1月）

留保財産の制度概要を説明するとともに、利活用に関する意見・要望を照会。

	要望・意見
福岡県	▶「福岡武道館」の移転用地として利活用を要望する。
福岡市	▶市において直接事務・事業の用に供する施設での要望はない。 ▶導入する施設は「福岡武道館」としたい。福岡市民体育館との相乗効果が期待できる。

利用方針案①「公共随契対象施設」とすることを前提に

○福岡県への取得等要望の照会、審査（令和4年2月～8月）

福岡県の利用計画について、事業の必要性、緊急性、実現性のほか、利用計画の妥当性、随意契約の適格性の観点から審査。

○民間の二一ス調査（実施せず）

福岡県の計画においては、民間収益施設を導入する余地はなかった。

7. 利用計画(福岡武道館とは)

【福岡武道館の概要】

- 「柔道、剣道、弓道、相撲その他これらに類するスポーツを通じ、県民特に青少年の健全育成と心身の鍛練の場には供するとともに、警察術科訓練の推進向上を図る」ことを目的した施設。
- 昭和54年、現在地(福岡市中央区大濠)に整備。
- 競技施設は、柔道場4面、剣道場4面、弓道場、相撲場。
- 一般利用者は年間約9万人。
- 警察術科訓練施設を兼ねた福岡県唯一の県立武道館

【要望の背景】

- 福岡県は、新・福岡県立美術館を福岡武道館が所在する福岡市中央区大濠の県有地で整備するとしている。
- このため、福岡武道館は令和7年度末までに移転させる必要がある。

8. 利用計画(移転計画)

- ・ 福岡県は、県立美術館を福岡武道館が所在する福岡市中央区大濠の現・福岡武道館等用地(県有地)で整備するとしている。
- ・ このため、福岡武道館は令和7年度末までに移転を完了させる計画。



9. 利用計画(新・福岡武道館の概要)

- 本財産を活用して、現福岡武道館の代替施設として、現施設と同規模の柔道場、剣道場、弓道場、相撲場を整備する。
- 福岡市民体育館との相互利用を想定し、サブアリーナや駐車場を整備する。

施設敷地面積	6, 420. 84m ²
構造／階層	鉄骨鉄筋コンクリート造／地上4階・地下1階建
建床面積／延床面積	約3, 700m ² ／約12, 000m ²
競技施設	柔道場4面、剣道場4面、弓道場12人立ち 相撲場1面(練習場2面)、サブアリーナ
駐車場	67台程度
完成年度	令和7年度予定
運用期間	65年(令和8～72年度) ※借地期間は70年

10. 取得等要望の審査

審査項目	審査の視点
事業の必要性 事業の緊急性	・年間9万人の一般利用者が利用する施設である上、警察術科訓練施設でもあることから、喪失期間なく新施設を整備する必要がある。 ・県立美術館の移転に伴い、現武道館は令和7年度末までに現在地から移転する必要がある。
事業の実現性	・福岡県の令和5年度予算で建設工事等の経費を計上予定。
利用計画の 妥当性	・公共交通機関や福岡県警察本部に近い立地で整備を行う計画である。 ・現施設と同規模の競技施設を確保し、福岡市民体育館との相互利用を考慮して、敷地全体の活用を見込んでいる。 ・借地期間は65年の運用期間に建設工事等の期間を加算した70年。
随意契約の 適格性	福岡県の公用・公共用施設であり、会計法令に基づく随意契約の適格性を有している。

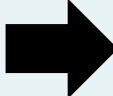
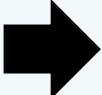


福岡県に対し福岡武道館用地として定期借地権により貸付けすることについては、各審査項目に照らして、適当と認められる。

11. 利用方針案・処分等方針

利用方針	公共随契対象施設 (新・福岡武道館用地)
契約相手方	福岡県
契約方法	随意契約 「公共用、公用又は公益事業の用に供するため」
貸付方法	時価貸付(定期借地) 「借地期間は一般定期借地権を活用し70年」
用途指定	有

12. 今後のスケジュール

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
不動産鑑定評価						
定期借地契約締結						
福岡県	施設整備工事					
	供用開始					

第79回 国有財産九州地方審議会

諮 問 事 項 説 明 資 料

<諮問事項3>

「福岡市中央区大手門に所在する普通財産に係る処理方針について」

（二段階一般競争入札により売払うことについて）

1. 対象財産の位置図(福岡市内)



2. 財産の概要



物件の概要

所在地: 福岡市中央区大手門1丁目114番1

区分・面積: 土地・5,133.39㎡、建物・延4,709.93㎡

用途地域: 商業地域

建蔽率・容積率: 80%・400%

3. 財産の沿革

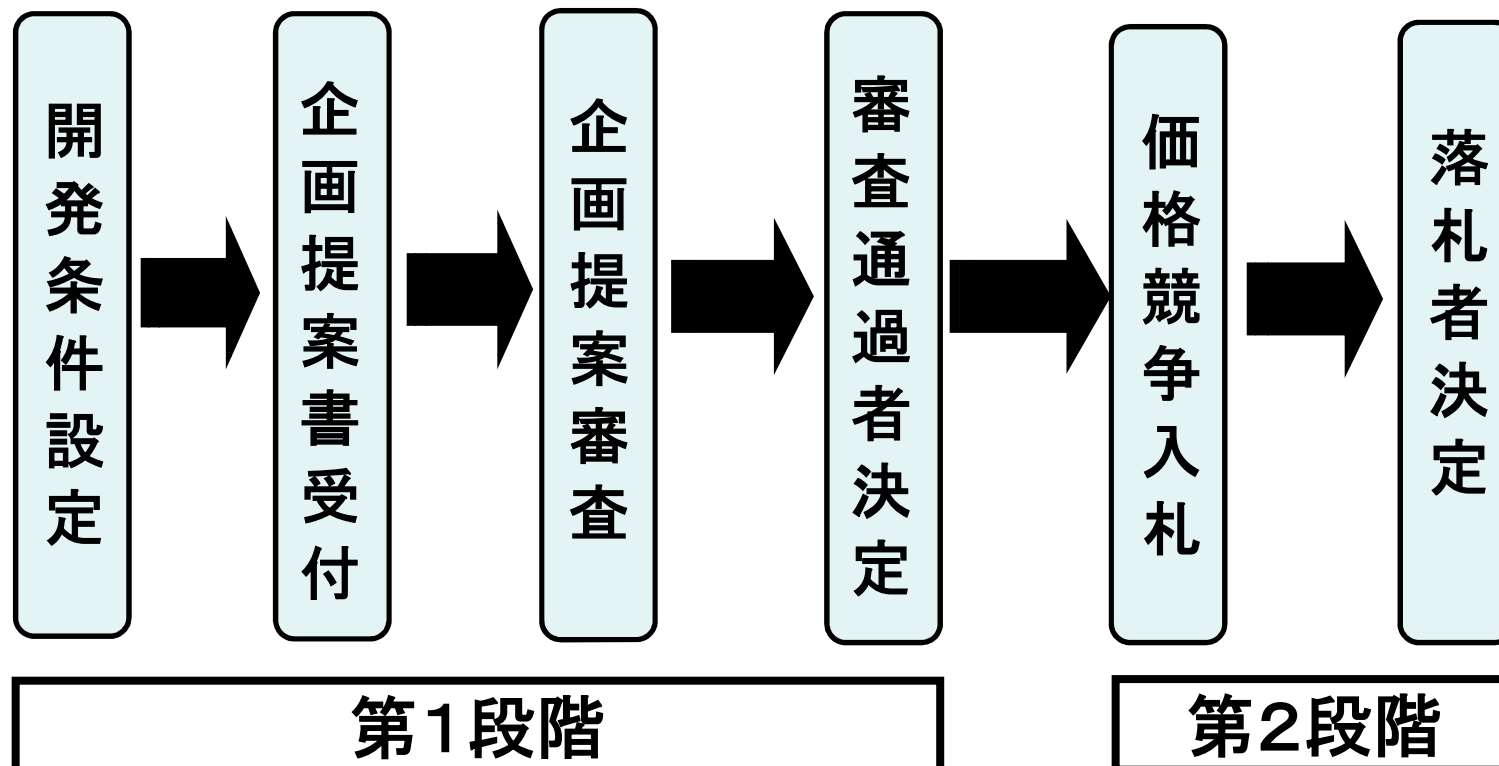
昭和25年 6月	本地に福岡家庭裁判所を設置
昭和50年 6月	旧福岡家庭裁判所庁舎を建て替え
平成19年 5月	九州大学六本松キャンパス跡地利用計画(福岡市)が策定され法曹機能の移転集約が示される
平成26年 4月	庁舎の移転整備計画が決定
平成28年度～	新庁舎建設
平成30年 8月	新庁舎へ移転
平成31年 3月	最高裁判所より引受
令和元年 5月	福岡市から「地域の整備計画等に係る意見」を受領
令和元年 9月	福岡市から「二段階一般競争入札による売却手続きの検討の依頼」を受領

4. 二段階一般競争入札による売払制度

(1) 二段階一般競争入札とは

あらかじめ開発条件を設定し、買受希望者から開発条件を踏まえた土地利用に関する企画提案を求めた上で、外部の有識者で構成される審査委員会において当該提案を審査し、審査通過者により一般競争入札を行う売却手法。

(2) 二段階一般競争入札の流れ



5. 二段階一般競争入札による売払対象財産

財務省通達(※)において、二段階一般競争入札の選定基準を規定。

※国有地の利用等に関する企画提案を審査した上で行う一般競争入札の取扱いについて

(平成20年6月26日付財理第2730号通達)

二段階一般競争入札の選定基準

1. 面積基準 概ね1ha以上

- ・ 政令指定都市の場合は、おおむね、5,000m²以上

2. 立地基準 (次のいずれかに該当)

- ・ 大都市の中心部において、需要が高く民間事業者による様々な企画提案が期待される土地
- ・ 土地の高度利用等の有効活用を図るような企画提案が期待される土地
- ・ 計画的なまちづくりを行うことにより、①資産価値の向上、②地域経済の活性化等の効果が期待される土地

6. 二段階一般競争入札による売払を実施する理由

(1)福岡市の本地における「地域の整備計画等に係る意見」

- ・福岡市においては、MICE関連施設などの都市機能の供給力不足という課題が生じている状況
- ・本地において、国際的なMICE誘致に資する都市機能の立地によるまちづくりを進めていきたい

(2)二段階一般競争入札を実施する理由

- ・福岡市内の広大地であり、福岡市が進めるまちづくりへの配慮が必要
- ・福岡市の中心市街地に位置し、交通アクセスも良く、セントラルパークの正面に位置しているなど、民間事業者の様々な企画提案が期待される土地



二段階一般競争入札による売払が適当

7. 開発条件の設定

「福岡市のまちづくり」・・・第9次福岡市基本計画等

➤ 福岡家庭裁判所跡地の活用に係る基本的な考え方

(令和4年10月 福岡市策定)

1	跡地活用の コンセプト	・『都心部，観光，緑，賑わいをつなぐ場』として様々な機能の一体活用を目指していく。
2	実現に向けた まちづくりの 方向性	・都市機能を高める高質で魅力的な場の創出 ・地域特性を活かした緑、賑わいが調和した空間の創出
3	目指すべき 導入機能	・国際的なMICE誘致に資する都市機能としてのラグジュアリーホテル ・セントラルパーク構想と親和性の高い賑わい施設 ・快適なビジネス環境を創出するオフィス

 審査委員会において、「開発条件」を設定

8. 二段階一般競争入札の審査委員会

(1) 審査委員会の業務

入札案内書(開発条件や企画提案書の審査項目等)の確認
企画提案書の審査 等

(2) 審査委員会の委員

次の各分野から選任し、おおむね5名で構成。

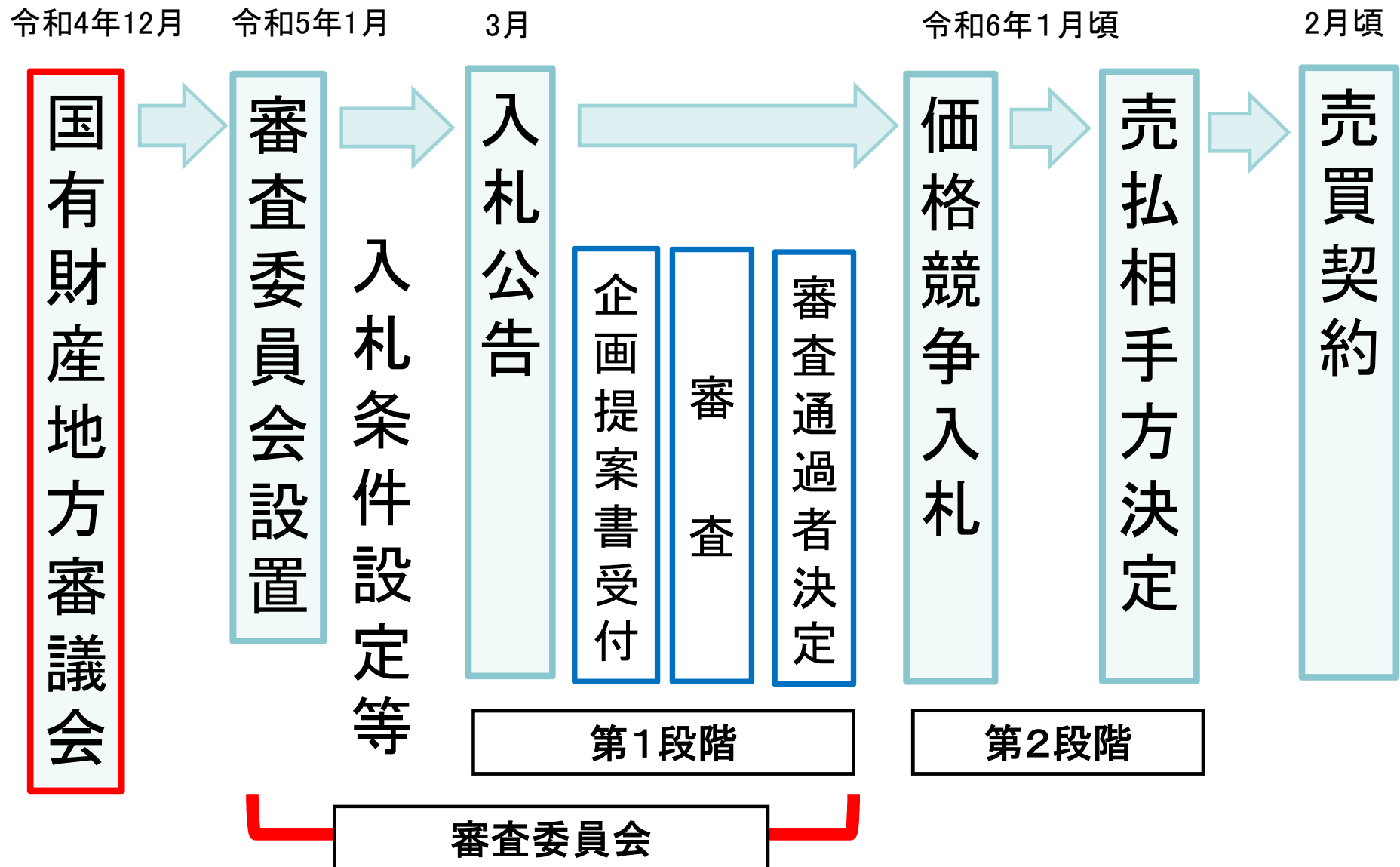
- | |
|------------------------------|
| 1. 経営、経済、不動産等の専門的知見を有する者 |
| 2. 都市計画、建築等の専門的知見を有する者 |
| 3. 当該土地が所在する地方公共団体の都市計画部局の長等 |
| 4. 国有財産九州地方審議会委員 |

※「1～3は、必ず1名以上選定する。」こととなっている。

9. 審査項目

審査項目	審査の視点
資 力	開発するために十分な資力を有しているか
開発実績 及び運営実績	実行できる経験等を兼ね備えているか
開発コンセプト	開発条件を反映させているか 地域経済・まちづくりの活性化等が見込まれるか
開発手法	開発手法の実現性はあるか
開発スケジュール	工事着手までに要する手順に不備がないか 開発規模、内容からみて工事期間は適切であるか
事業収支見込み	収入及び支出の見込みが適切に設定されているか
開発計画 及び運営計画	開発条件の反映、法令等の適合性 公序良俗に反しない計画か

10. 今後のスケジュール



11. 処分条件

	内 容
所 在 地	福岡市中央区大手門1丁目114番1
区 分 ・ 数 量	土 地 : 5, 133. 39m ² 建 物 : 建1, 084.23m ² /延4, 709.93m ² 立木竹 : 樹木58本 工作物 : 一式(門、囲障、諸標等)
相 手 方	企画審査通過者による価格競争入札により決定
処 理 区 分	二段階一般競争入札による時価売払
利 用 計 画	企画提案に基づく開発
適 用 法 令	会計法第29条の3第1項
主 な 特 約 条 項	・企画提案書に基づき建築物を竣工させること ・建築物の竣工までの間、所有権の移転等を制限
代 金 納 付 方 法	即 納



第79回 国有財産九州地方審議会

報 告 事 項 説 明 資 料

諮 問 事 案 の 処 理 状 況

(前回報告以降に処理等を行った審議会諮問事案)

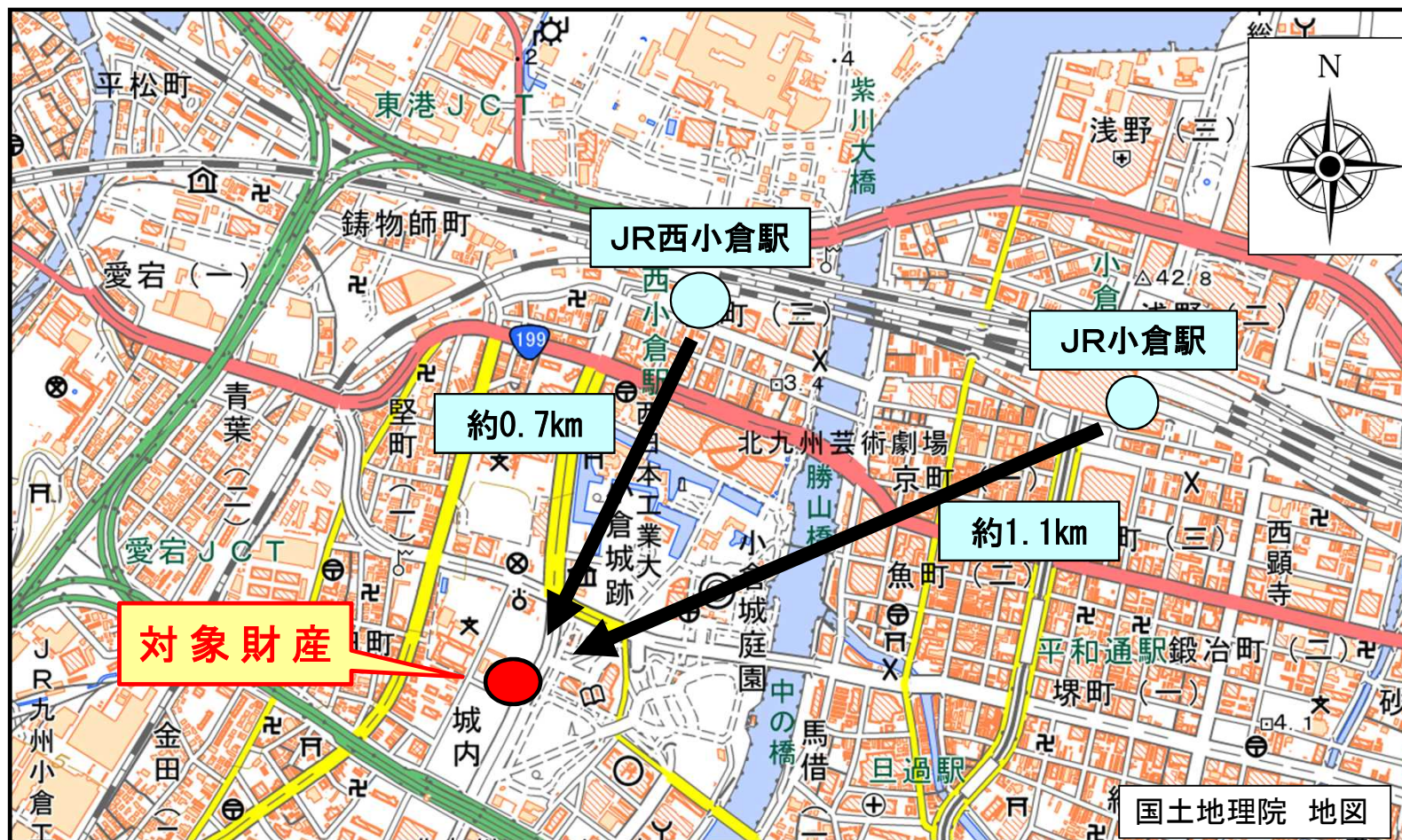
【福岡財務支局】

第75回(令和2年11月24日) 第2諮問事案

「北九州市小倉北区に所在する普通財産を、北九州市に対し公共用に供する用地として売払いすることについて」

所 在 地	区 分	数 量	処理年月日等
北九州市小倉北区城内4 6 番 3 外 3 筆	土 地 建 物 立木竹 工作物	9,635.07㎡ 建1,410.68㎡/ 延4,743.23㎡ 35本 一式	【大規模なイベント広場及び観光バス等駐車場 敷地として売払】 ・ 契約相手方：北九州市 ・ 契約年月日：令和4年10月13日

位置図



現況写真



審議会諮問時の土地利用計画

- ・ 8000m²部分⇒小倉都心にさらなるにぎわいを創出する「**大規模なイベント広場**」
イベント非開催時は、子育て世帯をはじめとした**市民が憩い、交流するスペース**
- ・ 1600m²部分⇒小倉城周辺観光の始点となる「**観光バス等駐車場**」
イベント時には、イベント関係者駐車場としての利用も想定

土地利用計画図

■ 観光バス等駐車場
(イベント関係者駐車場)

約1,600m²

約8,000m²

■ 大規模なイベント広場
小倉祇園太鼓・北九州マラソン等



整備スケジュール変更に伴う土地利用計画

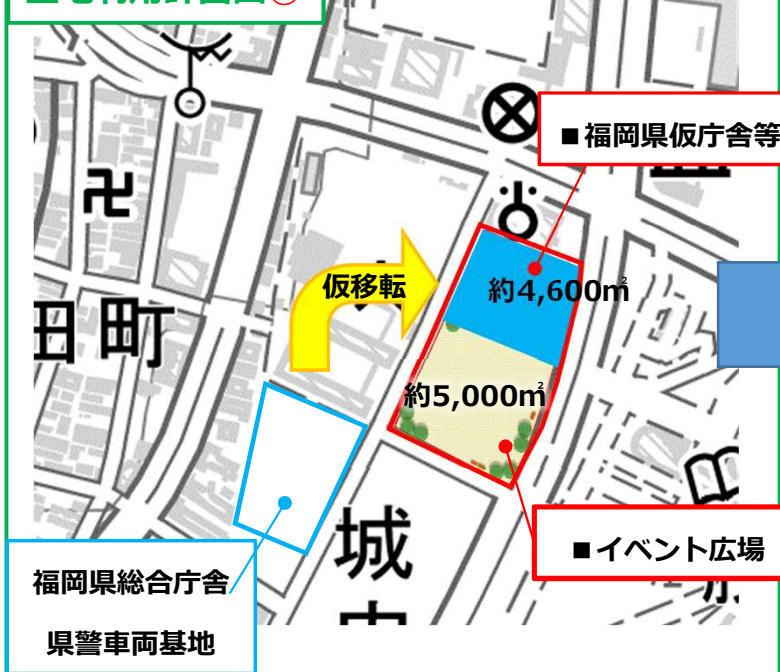
① R6～10年度（県への貸付期間中）

- ・旧小倉合同庁舎敷地（約5,000㎡）を小倉都心にさらなるにぎわいを創出する「イベント広場」及び子育て世帯をはじめとした市民が憩い、交流するスペースとして整備
- ・旧小倉警察署等敷地（約4,600㎡）を福岡県に貸付（福岡県が仮庁舎、仮車両基地を建設）

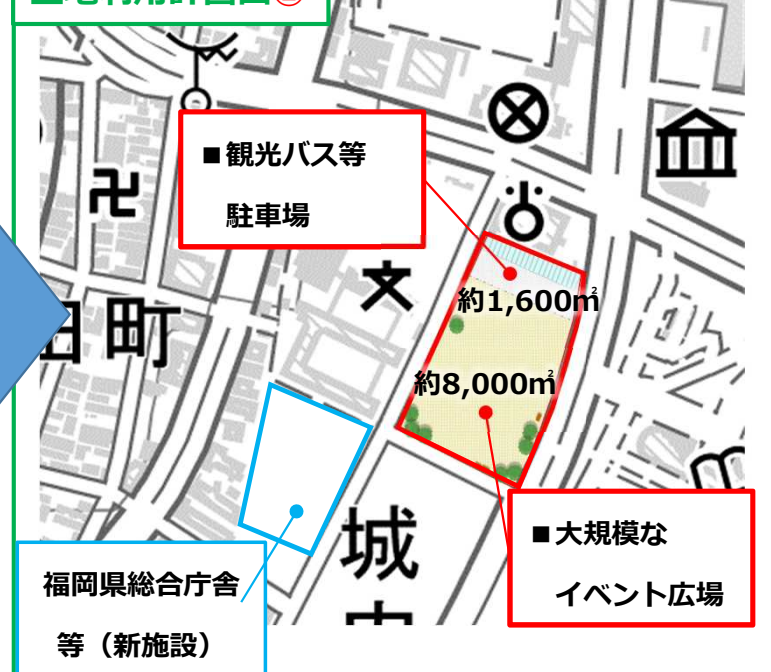
② R12年度～（貸付終了後）

- ・貸付終了後、旧小倉北警察署等敷地について整備を行い、「大規模イベント広場」及び「観光バス等駐車場」として全体を供用開始

土地利用計画図①



土地利用計画図②



変更前及び変更後の整備スケジュール

